

就学援助についてのお知らせ

【期間：令和7年4月から令和8年7月まで】

芦屋市では、市立の小・中学校に就学しているお子さんが学校で安心して勉強できるよう学用品費等学校への教育費の支払いにお困りの方に対し、その費用の一部を援助しています。援助を希望される方は、次の内容をよく確認のうえ、必要な手続きをしてください。

※ 令和6年度就学援助で令和7年7月まで認定を受けている方は、7月以降に申請の案内を郵送いたしますので、今回の申請は必要ありません。

※ 令和7年度新入学前学用品費の認定を受けている方は、今回の申請は必要ありません。

1 就学援助を受けることができる方

- (1) 生活保護を受けている方及び生活保護受給者に準ずる方（以下、生活保護受給者等）
- (2) 児童扶養手当を受けている方（児童扶養手当は母子家庭又はそれに準ずる家庭に支給される手当のことで、特別児童扶養手当や児童手当とは異なります）
- (3) 失業中の方（該当者以外の世帯員の所得合算額が(4)を満たす場合に限りです）
- (4) 令和5年・令和6年中の世帯の総所得金額（所得のある方が2人以上いる場合は、全員の所得を合算した額）が次の基準額以下である
- (5) 家計急変により、家計急変発生後1年間の所得額が下記基準以下になる見込みである世帯

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上1人増すごとに
基準額	2,279千円	2,638千円	2,936千円	3,149千円	3,485千円	396千円
基準額 ※令和7年 4月～7月	同上	同上	同上	3,306千円	3,802千円	505千円

※母子・父子世帯は300千円、障がい者を扶養する世帯は基準額に300千円をそれぞれ加算します。

2 申請に必要な書類

①就学援助費交付申請書

- 兄弟姉妹がいる場合は1人につき1枚の申請書を提出してください。
- 「家族状況」欄には、生計が同一の家族及び同居している方全員を記入してください。
(単身赴任や別居中の配偶者も含みます。)

②令和6年1月1日及び令和7年1月1日時点で、他市に居住していた方は、前住市発行の令和5年・令和6年中の所得を証明するもの（令和6年度・令和7年度市民税県民税課税証明書等）

※令和7年度市民税県民税課税証明書につきましては5月下旬から6月に発行されますので、申請書および令和6年度市民税県民税課税証明書を期日までに、令和7年度市民税県民税課税証明書は発行後に別途ご提出ください。

③失業中の方は、雇用保険受給資格者証の写し

※離職票、雇用保険被保険者証ではありませんので、ご注意ください。

④家計急変で申請される方のみ

次のいずれか1つ

1. 給与支払見込証明書（教育委員会が指定したもの。証明書はHP、教育委員会の窓口にて配布します。）

※自営業のかたは、税理士または公認会計士が作成した家計急変のわかる証明書類など

- 2.離職票（写）、雇用保険受給資格者証（写）
 - 3.解雇通告書（写）、破産宣告通知書（写）、廃業等届出（写）など
- ※災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはなりません。

3 申請受付期間及び提出先

令和7年5月15日（木）までに教育委員会管理課へ提出してください。

- 年度途中に転入された方及び年度途中で生活状況等に変化が生じ、援助を希望される方は、随時申請を受け付けますが、認定は申請のあった月の翌月からとなります（随時申請の受付期間は2月末日までです。）
- 申請は毎年必要です。

4 認定結果・認定期間・支給時期等

◆認定結果

6月中旬頃、保護者へ通知します。

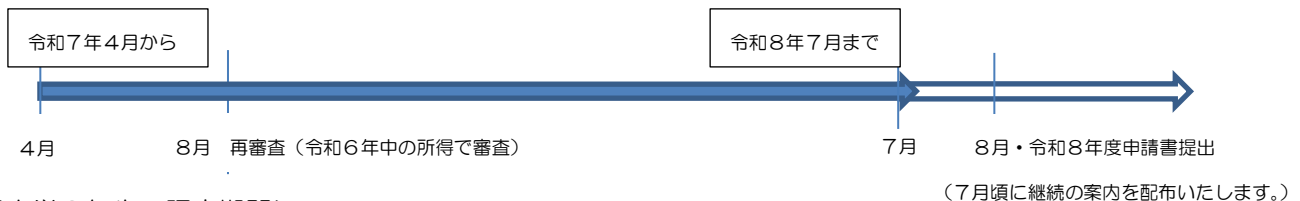
◆認定期間

令和7年4月から令和8年7月まで（中学3年生は、令和8年3月まで）

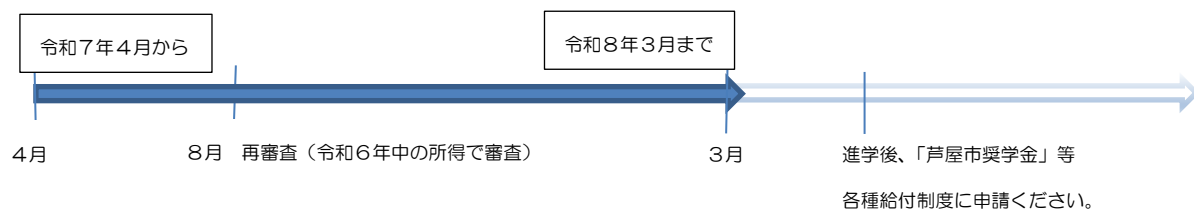
※8月以降の認定については、令和6年中の所得で再審査をいたします。

再審査により認定基準を超える場合、8月以降は認定となりません。

<小学校1年～中学2年生 認定期間>



<中学3年生 認定期間>



◆支給時期・支給方法

原則として年3回（学期末）にわけて、申請書に記入された振込口座に支給します。ただし、修学旅行費や校外活動費については、行事实施後に学校からの報告を確認してから支給となるため、振込時期が異なる場合があります。学校給食費は、保護者の納付を確認したのちの支給となります。

なお、学校諸費の未納がある場合、校長口座に振込し充当する場合があります。

5 その他

- 転校等異動があった場合は、すみやかに教育委員会に連絡してください。
- 就学援助の支給を希望される方は、必ず税の申告を済ませておいてください。
- 通常学級在籍の児童・生徒で、特別支援学級に入学するのが相当である程度の障がいがある方については、「特別支援教育就学奨励費」の対象となる場合があります。詳細は芦屋市教育委員会 管理課までお問い合わせください。

6 援助の内容

〔単位：円〕

援助項目	小 学 生	中 学 生	給付内容等
学用品・通学用品費	1 年 年額 11,630 2-6年 年額 13,900	1 年 年額 22,730 2-3年 年額 25,000	学用品・通学用品等の購入費
新入学児童生徒学用品費	1 年 57,060	1 年 63,000	新入学児童生徒 令和7年4月認定者のみ
校外活動費 (泊なし)	全学年 実費 (上限 1,600)	全学年 実費 (上限 2,310)	校外活動に参加のため 必要な交通費・見学料
校外活動費 (泊あり)	4 年 実費 (上限 3,690)	1 年 実費 (上限 6,210)	校外活動に参加のため 必要な交通費・見学料等
*修学旅行費	6 年 実費 (上限 22,690)	3 年 実費 (上限 60,910)	交通費・宿泊料・見学料・ 旅行傷害保険料等
体育実技用具費		実費 (上限 7,650)	体育授業用柔道着代 3年間で柔道着 1 組のみ
卒業アルバム代	6 年 実費 (上限 11,000)	3 年 実費 (上限 10,000)	卒業アルバム作成にかかる 費用(対象:令和8年3月 在籍者)
学校給食費	全学年 実費	全学年 実費	保護者負担額
医 療 費	全学年 学校病治療に要する医療費 の一部負担金の額	全学年 学校病治療に要する医療費 の一部負担金の額	学校医療券交付
通 学 費	全学年 実費 (片道 4 キロ以上)	全学年 実費 (片道 6 キロ以上)	通学に利用する交通機関 の旅客運賃等
オンライン学習通信費	全学年 年額 12,000	全学年 年額 12,000	オンライン学習に必要な 通信費

- 注) 1. 校外活動費(泊あり)は、交通費及び見学料その他宿泊にかかる経費が対象になります。
2. 生活保護受給者等は、修学旅行費を全額実費援助します。
3. 生活保護の教育扶助等を受けている方は、修学旅行費のみ支給対象となります(*印)。
4. 医療費とは、学校病(トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、寄生虫病)の治療に要する費用の援助です。
- ※医療機関で受診した場合、必ず領収書を保管しておいてください。**
5. 通学費は、公共交通機関の旅客運賃で最も経済的な額を上限として支給します。特別支援学級に在籍している児童生徒については距離の制限はありません。なお、就学援助の通学費受給者は、「遠距離通学費助成制度」(通学費の半額を助成)の対象にはなりません。
6. 令和8年4月以降の援助の内容については、令和8年度予算の成立を前提としておりますので、状況によっては支給できない場合があります。

7 お問い合わせ先

芦屋市精道町7番6号

芦屋市教育委員会 管理課(市役所北館4階) TEL 0797-38-2085